

薬生発 0330 第 15 号

平成 30 年 3 月 30 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

「血液製剤の使用指針」の一部改定について

血液製剤の使用適正化については、「血液製剤の使用指針」の改定について」
(平成 29 年 3 月 31 日付け薬生発 0331 第 15 号厚生労働省医薬・生活衛生局長
通知) の別添「血液製剤の使用指針」の積極的な活用をお願いしてきたところで
す。

今般、日本医学会の分科会に所属する日本輸血・細胞治療学会が最新の知見
を集積した「科学的根拠に基づいた小児輸血ガイドライン」を作成したことに
伴い、これに準拠して「血液製剤の使用指針」のⅦ. 新生児・小児に対する輸血
療法について改定し、本年 3 月の薬事・食品衛生審議会血液事業部会において、
別添のとおりとすることが了承されました。

ついては、貴職におかれては御了知いただくとともに、貴管内医療機関にお
いて血液製剤の使用適正化が推進されるよう周知をお願いします。